

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成 21 年 7 月 2 日 第 83 号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 JR 西日本あんしん社会財団（以下「本財団」という。）の定款第 19 条及び第 37 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2) 「評議員」とは、定款第 15 条及び第 16 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 「報酬」とは、役員及び評議員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給範囲)

第3条 本財団は、役員及び評議員としての職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

(報酬の支給要件)

第4条 役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席の都度、支給する。

(報酬の決定)

第5条 役員への報酬は、理事会出席の都度、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したうえで、一人一律 100,000 円を支給する。但し、事業年度中における一人当たりの総支給額は 700,000 円を超えない範囲内とする。

2 評議員への報酬は、評議員会出席の都度、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したうえで、一人一律 100,000 円を支給する。但し、事業年度中における一人当たりの総支給額は、定款第 19 条に定める金額を超えない範囲内とする。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬は、金銭をもって直接本人に支給する。なお、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 役員及び評議員の報酬については、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、第 4 条の定めにより支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員からの請求に基づき、その職務の遂行に当たって負担した費用を支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則（平成 21 年 7 月 2 日）

この規程は、当財団の成立の日（平成 21 年 4 月 1 日）から施行する。